

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,543,287	流 動 負 債	1,668,310
現金及び預金	631,930	支払手形及び買掛金	350,752
受取手形及び売掛金	1,201,217	短期借入金	450,000
有価証券	50,358	一年以内返済予定の長期借入金	138,318
商品及び製品	381,332	リース債務	27,252
仕掛品	33,131	未払金	384,742
原材料及び貯蔵品	12,760	未払法人税等	12,379
未収入金	19,798	賞与引当金	150,742
未収還付法人税等	92,487	その他	154,124
その他	124,301	固 定 負 債	908,547
貸倒引当金	△4,031	長期借入金	516,682
固 定 資 産	2,158,208	リース債務	33,964
有 形 固 定 資 産	1,426,564	退職給付に係る負債	289,601
建物及び構築物	434,697	繰延税金負債	17,063
土地	951,628	株式給付引当金	6,788
その他	40,238	長期未払金	42,711
無 形 固 定 資 産	102,040	資産除去債務	721
のれん	32,479	その他	1,014
その他	69,560	負 債 合 計	2,576,857
投資その他の資産	629,603	純 資 産 の 部	
投資有価証券	433,266	株 主 資 本	2,047,181
繰延税金資産	10,041	資 本 金	393,562
その他	188,862	資 本 剰 余 金	279,306
貸倒引当金	△2,567	利 益 剰 余 金	1,487,157
資 産 合 計	4,701,495	自 己 株 式	△112,845
		その他の包括利益累計額	77,456
		その他有価証券評価差額金	77,456
		純 資 産 合 計	2,124,638
		負 債 純 資 産 合 計	4,701,495

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	9,412,227
売上原価	8,134,935
販売費及び一般管理費	1,277,291
営業外収益	1,994,374
営業外損失	△717,082
受取利息	1,534
受取配当金	6,198
受取賃料	9,087
仕入割引	10,099
雇用調整助成金	711,134
その他	30,106
営業外費用	768,161
支払利息	9,885
支払手数料	2,746
為替差損	3,665
その他	245
特別損失	16,543
固定資産除却損	57
役員退職慰労金	215,590
税金等調整前当期純損失	215,647
法人税、住民税及び事業税	△181,112
法人税等調整額	23,022
当期純損失	216,201
当期純損失	239,223
親会社株主に帰属する当期純損失	△420,335
	△420,335

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年10月1日残高	393,562	279,306	1,933,494	△96,122	2,510,240
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△26,001		△26,001
親会社株主に帰属する当期純損失			△420,335		△420,335
自己株式の取得				△22,240	△22,240
自己株式の処分				5,517	5,517
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△446,336	△16,722	△463,059
2021年9月30日残高	393,562	279,306	1,487,157	△112,845	2,047,181

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年10月1日残高	63,012	63,012	2,573,252
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△26,001
親会社株主に帰属する当期純損失			△420,335
自己株式の取得			△22,240
自己株式の処分			5,517
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	14,444	14,444	14,444
連結会計年度中の変動額合計	14,444	14,444	△448,614
2021年9月30日残高	77,456	77,456	2,124,638

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称
(株)セントラルサービスシステム
(株)センダン
東洋メディアリンクス(株)
音響特機(株)
(株)C S S ビジネスサポート
Mood Media Japan(株)

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数
0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)セントラルホテルサービス、(株)パトリオットバトン
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産
- ・商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・リース取引に係るリース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|--|--|
| イ. 退職給付に係る負債の計上基準 | 当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を適用しております。 |
| ロ. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ハ. のれんの償却方法及び償却期間 | 8年間で均等償却しております。 |
| ニ. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用 | 当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

(5) 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」、及び「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 33,319千円(繰延税金負債と相殺前)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の解消スケジュール及び将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。また、将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しております。将来の事業計画は新型コロナウイルス感染症の今後の拡大状況や収束時期の影響を受けませんが、ワクチン接種の拡大等により緩やかな業績回復が期待できるものの、翌連結会計年度中に感染拡大前の業績水準に回復することは困難であると仮定して、事業計画に当該影響を織り込み将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 追加情報

(役員向け株式給付信託について)

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（以下、あわせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

② 会計処理

株式給付信託（BBT）については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

③ 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式給付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額55,803千円、株式数は133,500株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
建物	334,709千円
土地	618,355千円
計	953,065千円
上記に対する債務	
一年以内返済予定の長期借入金	55,000千円
計	55,000千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	672,602千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,285,600株	－株	－株	5,285,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	232,070株	80,000株	13,200株	298,870株

- (注) 1. 当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式133,500株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の減少13,200株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	26,001千円	5円	2020年9月30日	2020年12月21日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,601千円	5円	2021年9月30日	2021年12月22日

(注) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるものの、配当金の総額には株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金667千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2004年12月19日取締役会決議分	2005年12月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,300株
新株予約権の残高	210個	253個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、年間の損益計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、早期回収を実現する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価の変動を把握しております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は、運転資金の調達であります。

デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	631,930	631,930	－
② 受取手形及び売掛金	1,201,217	1,201,217	－
③ 有価証券及び投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	164,079	161,668	△2,410
ロ. その他有価証券	289,408	289,408	－
資産計	2,286,635	2,284,225	△2,410
④ 支払手形及び買掛金	350,752	350,752	－
⑤ 未払金	384,742	384,742	－
⑥ 短期借入金	450,000	450,000	－
⑦ 長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	655,000	653,534	△1,465
負債計	1,840,494	1,839,028	△1,465
⑧ デリバティブ取引（※）	－	－	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

イ. 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	50,358	50,407	48
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	63,721	62,991	△729
	その他	50,000	48,270	△1,730
合 計		164,079	161,668	△2,410

ロ. その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	165,347	279,699	114,352
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,833	9,708	△2,125
合 計		177,181	289,408	112,226

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 未払金、⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における、契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	55,000	—	(注)
合 計			55,000	—	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,049
関係会社株式	26,087
合 計	30,137

(注) これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	631,930	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,201,217	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	50,358	48,721	15,000	—
その他	—	—	50,000	—
合計	1,883,506	48,721	65,000	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	138,318	516,682	—	—	—	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 426円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △83円36銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

雇用調整助成金収入

当社は、新型コロナウイルスの影響により従業員の休業に伴う雇用調整助成金の交付申請をし、交付受給額及び見込額は以下のとおりであります。

(1) 助成金の交付申請額 80,792千円

(2) 上記のうち助成金の受給額

①助成金の入金日 2021年11月1日から2021年11月8日

②助成金の受給額 35,956千円

(3) 損益に与える影響 翌連結会計年度において、営業外収益で計上いたします。

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 現金及び預金 未収入金 前払費用 貯蔵品 未収消費税 未収還付法人税等 その他 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建物 土地 その他 無 形 固 定 資 産 投 資 そ の 他 の 資 産 投資有価証券 関係会社株式 長期前払費用 その他 資 産 合 計	流 動 負 債 短期借入金 関係会社短期借入金 リース債務 一年以内返済予定の長期借入金 未払金 未払費用 未払法人税等 預り金 賞与引当金 その他 固 定 負 債 退職給付引当金 リース債務 繰延税金負債 株式給付引当金 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金 利 益 剰 余 金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 自 己 株 式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計
460,866	1,794,961
327,684	450,000
40,252	1,250,000
3,533	2,349
541	55,000
11,614	27,178
74,822	2,482
2,416	290
2,720,428	2,476
954,111	2,922
334,709	2,261
618,355	9,303
1,046	3,077
7,064	2,011
1,759,252	1,404
22,355	2,810
1,719,149	1,804,265
10,221	1,369,248
7,525	393,562
3,181,295	279,306
	117,699
	161,607
	809,224
	809,224
	600,000
	209,224
	△112,845
	7,781
	7,781
	1,377,030
	3,181,295

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社経営管理料	113,076	
関係会社受取配当金	260,006	
関係会社受取賃貸料	123,471	496,553
営 業 費 用		
一般管理費	387,190	387,190
営 業 利 益		109,362
営 業 外 収 益		
受取利息	817	
受取配当金	250	
その他	863	1,931
営 業 外 費 用		
支払利息	7,646	
支払手数料	2,746	10,393
経 常 利 益		100,900
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	25,166	
役員退職慰労金	215,590	240,756
税 引 前 当 期 純 損 失		△139,856
法人税、住民税及び事業税	△37,850	
法人税等調整額	2,943	△34,906
当 期 純 損 失		△104,949

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別 途 積立金	繰越利益剰余金			
2020年10月1日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	340,175	940,175	△96,122	1,516,921
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△26,001	△26,001		△26,001
当期純損失						△104,949	△104,949		△104,949
自己株式の取得								△22,240	△22,240
自己株式の処分								5,517	5,517
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△130,950	△130,950	△16,722	△147,672
2021年9月30日残高	393,562	117,699	161,607	279,306	600,000	209,224	809,224	△112,845	1,369,248

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計	
2020年10月1日残高	3,406		3,406	1,520,327
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△26,001
当期純損失				△104,949
自己株式の取得				△22,240
自己株式の処分				5,517
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,375		4,375	4,375
事業年度中の変動額合計	4,375		4,375	△143,297
2021年9月30日残高	7,781		7,781	1,377,030

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・リース取引に係るリース資産
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。
- 株式給付引当金 株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- | | |
|---|--|
| ① 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| ② 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用 | 連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 |

- (6) 追加情報
 連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (7)追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 偶発債務
 関係会社の取引先との取引に対し債務保証を行っております。
 (株)センダン 47,318千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 40,491千円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,256,532千円 |
- (3) 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 建物 | 334,709千円 |
| 土地 | 618,355千円 |
| 計 | 953,065千円 |
- 上記に対する債務
- | | |
|----------------|----------|
| 一年以内返済予定の長期借入金 | 55,000千円 |
| 計 | 55,000千円 |
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 340,868千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 営業取引高
- | | |
|---------|-----------|
| 営業収益 | 496,553千円 |
| その他営業取引 | 52,332千円 |
- (2) 営業取引以外の取引高 2,976千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	232,070株	80,000株	13,200株	298,870株

- (注) 1. 当事業年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式133,500株が含まれておりません。
2. 普通株式の自己株式の減少13,200株は、株式給付信託（ＢＢＴ）からの退任役員に対する給付によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,114千円
投資有価証券評価損	14,741千円
子会社株式	170,081千円
繰越欠損金	155,530千円
その他	16,435千円
繰延税金資産小計	357,903千円
評価性引当額	△357,879千円
繰延税金資産合計	24千円

繰延税金負債

未収還付事業税等	△123千円
その他有価証券評価差額金	△1,304千円
繰延税金負債合計	△1,428千円
繰延税金負債の純額	△1,404千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)セントラル サービス システム	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	経営管理料の受入 (注1)	51,145	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	△48,000	関係会社 短期借入金	780,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	(株)センダン	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	△10,000	関係会社 短期借入金	240,000
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
				仕入代金の支払保証 (注4)	47,318	—	—
子会社	東洋メディア リンクス(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	家賃の受入 (注1)	54,012	—	—
				借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	音響特機(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	400,000	—	—
子会社	(株)C S S ビジネス サポート	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	業務委託料の支払 (注1)	47,400	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	130,000
子会社	Mood Media Japan(株)	所有 直接100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	80,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場条件を勘案した上で一定の計算方式に基づき提示を行い、毎期交渉により決定しております。
- (注2) グループ内の資金を一元管理するグループ会社間におけるグループファイナンスに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 当社のシンジケートローンに対し2,000,000千円及び当座貸越に対し500,000千円を上限とする債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注4) (株)センダンの仕入代金に対し、160,000千円を上限とする債務保証を行っており、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 276円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △20円81銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社C S Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大瀧 克仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S Sホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社C S Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大瀧 克仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S Sホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社C S Sホールディングス 監査等委員会

監査等委員 越 智 敦 生 ⑩

監査等委員 布 施 明 正 ⑩

監査等委員 永 辻 航 ⑩

(注) 監査等委員越智敦生、布施明正及び永辻 航は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館M2階 光の間》



地下鉄 銀座駅 (徒歩5分) JR 有楽町駅 (徒歩5分)
日比谷駅 (徒歩3分) 新橋駅 (徒歩7分)
内幸町駅 (徒歩3分)

UD
FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。